

県立夜間中学の設置方針について

令和3年12月1日 小中学校課

11月24日開催の定例教育委員会において、鳥取県夜間中学設置検討委員会がとりまとめた県立夜間中学設置に向けた方針案を基にして、県立夜間中学の設置方針を次のとおり決定しました。

今後、令和6年4月開校を目指し、県立夜間中学にかかる広報等に係る経費や施設改修にかかる設計費を計上した令和4年度当初予算を2月議会に提案する予定である。

令和4年度以降、教育課程や入学者受け入れ方針にかかる検討や、県立夜間中学にかかる積極的な広報活動、施設改修に取り組み、入学者の確実な確保に向け、具体的な取組を進めていく。

< 県立夜間中学設置方針 >

1 設置形態

- 県立の夜間中学とする。

2 対象者

- 義務教育未修了者、形式的卒業生（入学希望既卒者）、外国籍の者

3 設置場所・施設

- 鳥取市（施設：鳥取県教育センター情報教育棟（1階））

※県教育センターを県立夜間中学として利用するため、教室等への内部改修、給・排水管取替、エアコン・電灯設置等の改修工事を行う。

4 生徒・教職員

- （生徒）開校時の学級数を3学級（3学年）とし、各学年10名程度とする。

- （教職員）校長、教頭、教諭6名、養護教諭1名、事務職員1名〔3学級の場合〕

※不足分は会計年度任用職員等に対応。

5 教育活動

- （授業時間）午後5時30分～午後8時45分〔見込〕

※9教科の学習をする（40分授業：1日4コマ）。

※ICTを積極的に活用するなど、新たな学びの形の県立夜間中学を目指す。

6 開校時期

- 令和6年4月開校を目指す。

※県立夜間中学設置後、中・西部地区においても入学のニーズが高まることが想定されることから、分教室等の設置の検討を継続するとともに、不登校の学齢生徒への支援についても、市町村教育委員会やフリースクール等の関係機関と連携し、不登校特例校等の設置も視野に入れながら更なる支援策を検討していく。